

令和元年第6回臨時会

むかわ町議会会議録

令和元年 11月29日 開会

令和元年 11月29日 閉会

むかわ町議会

令和元年第6回むかわ町議会臨時会会議録目次

招集告示	1
応招・不応招議員	2

第 1 号 (11月29日)

議事日程	3
本日の会議に付した事件	3
出席議員	3
欠席議員	4
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	4
事務局職員出席者	5
開会及び開議	6
議事日程の報告	6
会議録署名議員の指名	6
会期の決定	6
諸般の報告	6
町長提出事件の概要説明	6
議案第75号から議案第77号の一括上程、説明、質疑、討論、採決	7
議案第78号の上程、説明、質疑、討論、採決	13
議案第79号の上程、説明、質疑、討論、採決	18
議案第80号の上程、説明、質疑、討論、採決	19
閉議及び閉会	20
署名議員	21

むかわ町告示第53号

令和元年第6回むかわ町議会臨時会を次のとおり招集する。

令和元年11月26日

むかわ町長 竹 中 喜 之

1 日 時 令和元年11月29日（金）午前10時

2 場 所 むかわ町産業会館 第1研修室（3階）

3 付議事件

町長から提出あった事件

議 案

議案第75号 むかわ町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案

議案第76号 むかわ町特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例案

議案第77号 むかわ町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案

議案第78号 令和元年度むかわ町一般会計補正予算（第4号）

議案第79号 工事請負契約の変更に関する件

議案第80号 工事請負契約の変更に関する件

○応招・不応招議員

応招議員（13名）

1番	東	千吉	議員	2番	舞良喜久	議員	
3番	山崎	満敬	議員	4番	佐藤	守	議員
5番	大松	紀美子	議員	6番	三上	純一	議員
7番	野田	省一	議員	8番	三倉	英規	議員
9番	星	正臣	議員	10番	津川	篤	議員
11番	北村	修	議員	12番	中島	勲	議員
13番	小坂	利政	議員				

不応招議員（なし）

令和元年第6回むかわ町議会臨時会

議事日程（第1号）

令和元年11月29日（金）午前10時開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 町長提出事件の概要説明

町長提出事件

- 第 5 議案第75号 むかわ町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案
- 第 6 議案第76号 むかわ町特別職の職員で常勤のもの給与に関する条例の一部を改正する条例案
- 第 7 議案第77号 むかわ町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案
- 第 8 議案第78号 令和元年度むかわ町一般会計補正予算（第4号）
- 第 9 議案第79号 工事請負契約の変更に関する件
- 第10 議案第80号 工事請負契約の変更に関する件

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（12名）

- | | | | | | |
|-----|---------|----|-----|---------|----|
| 1番 | 東 千吉 | 議員 | 2番 | 舞 良喜久 | 議員 |
| 3番 | 山 崎 満 敬 | 議員 | 4番 | 佐 藤 守 | 議員 |
| 5番 | 大 松 紀美子 | 議員 | 6番 | 三 上 純 一 | 議員 |
| 7番 | 野 田 省 一 | 議員 | 9番 | 星 正 臣 | 議員 |
| 10番 | 津 川 篤 | 議員 | 11番 | 北 村 修 | 議員 |
| 12番 | 中 島 勲 | 議員 | 13番 | 小 坂 利 政 | 議員 |

欠席議員（1名）

8番 三倉英規議員

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	竹中喜之	副町長	渋谷昌彦
支所長	齊藤春樹	会計管理者	藤井清和
総務企画課長	成田忠則	総務企画課参事	大塚治樹
総務企画課参事	上坂勇人	総務企画課主幹	梅津晶
総務企画課主幹	柴田巨樹	総務企画課主幹	西幸宏
町民生活課長	萬純二郎	町民生活課参事	飯田洋明
町民生活課主幹	菊池恵美	健康福祉課長	高橋道雄
健康福祉課主幹	今井喜代子	健康福祉課主幹	藤田浩樹
産業振興課長	酒巻宏臣	産業振興課参事	太田剛雄
産業振興課主幹	東和博	産業振興課主幹	松本洋
建設水道課長	山本徹	建設水道課主幹	江後秀也
建設水道課主幹	佐藤琢	地域振興課長	石川英毅
地域振興課参事	田所隆	地域振興課主幹	長谷山一樹
地域振興課主幹	菅原光博	恐竜ワールド戦略室長	加藤英樹
恐竜ワールド戦略室主幹	櫻井和彦	地域経済課長	吉田直司
地域経済課主幹	高木龍一郎	地域経済課主幹	西村和将
国民健康保険 穂別診療所 事務長	藤江伸	教育長	長谷川孝雄

生涯学習課長	八 木 敏 彦	生涯学習課 主 幹	上 田 光 男
選挙管理委員会 会 務 局 長	成 田 忠 則	農業委員会 事 務 局 長	鎌 田 晃
農業委員会 支 局 会 長	高 木 龍 一 郎	監 査 委 員	数 矢 伸 二

事務局職員出席者

事 務 局 長	今 井 巧	主 査	長谷山 美 香
---------	-------	-----	---------

◎開会及び開議の宣告

○議長（小坂利政君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は12人です。定足数に達しておりますので、ただいまから令和元年第6回むかわ町議会臨時会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

開会 午前10時00分

◎議事日程の報告

○議長（小坂利政君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（小坂利政君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、9番、星 正臣議員、10番、津川 篤議員を指名します。

◎会期の決定

○議長（小坂利政君） 日程第2、会期の決定についてお諮りします。

本臨時会の会期は、提出事件を考慮し、本日1日間にしたいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 異議なしと認めます。

したがって、本臨時会の会期は本日1日間とすることに決定しました。

◎諸般の報告

○議長（小坂利政君） 日程第3、諸般の報告を行います。

議長としての報告事項は、お手元に印刷配付しております諸般の報告及び議会だより第98号のとおりですので、御了承願います。

◎町長提出事件の概要説明

○議長（小坂利政君） 日程第4、町長提出事件の概要説明を行います。

町長から提出事件の概要説明の申し出がありましたので、これを許します。

竹中町長。

〔竹中喜之町長 登壇〕

○町長（竹中喜之君） おはようございます。

本日ここに、令和元年第6回むかわ町議会臨時会を開催するに当たりまして、議員の皆様には時節柄何かとお忙しい中を御出席いただき、厚くお礼を申し上げます。

さて、本臨時会で御審議いただく事件につきましては、議案6件でございます。

議案第75号 むかわ町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案につきましては、本年8月7日の人事院勧告の内容に基づき、職員給料及び手当等について改正しようとするものであります。

次に、議案第76号 むかわ町特別職の職員で常勤のもの給与に関する条例の一部を改正する条例案及び議案第77号 むかわ町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案につきましては、職員の手当にかかわる基準の改正を踏まえ、常勤の特別職及び議会議員の皆様の期末手当につきまして、各条例の一部を改正しようとするものでございます。

次に、議案第78号 令和元年度むかわ町一般会計補正予算（第4号）につきましては、人事院勧告による給与改正及び工事請負契約の変更に伴い所要の改正を行うものでございます。

次に、議案第79号 工事請負契約の変更に係る件及び議案第80号 工事請負契約の変更に係る件につきましては、その他林道春日旭岡線災害復旧工事及び鶴川テニスコート外2災害復旧工事にそれぞれ設計変更が生じたことから、契約金額の変更につきまして、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分並びに重要な公の施設の利用又は廃止に関する条例の規定に基づき、議会の議決を得ようとするものでございます。

これらにつきまして、後ほど説明員から御説明を申し上げますので、何とぞ御審議、御決定を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（小坂利政君） これで町長提出事件の概要説明は終わりました。

◎議案第75号から議案第77号の一括上程、説明、質疑、討論、採
決

○議長（小坂利政君） 日程第5、議案第75号 むかわ町職員の給与に関する条例の一部を改

正する条例案から日程第7、むかわ町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案までの3件を一括議題とします。

議案第75号から議案第77号までの3件について提案理由の説明を求めます。

梅津総務企画課主幹。

〔梅津 晶総務企画課主幹 登壇〕

○総務企画課主幹（梅津 晶君） 議案第75号から議案第77号まで関連がございますので、一括して提案内容の御説明を申し上げます。

まず、議案第75号 むかわ町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案につきまして御説明を申し上げます。

この改正は、令和元年8月7日の人事院勧告に基づき、国の一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律が可決、決定されたことから、支給する給与の算定基準や調整方法を改めるため関係条例の整備を行うものでございます。

説明の都合上、説明資料の1ページ、給与等改定の概要をごらんください。

初めに、一般職の職員の月例給ですが、人事院の調査において、民間給与との間に格差が生じているため、給料表を改定し、月例給を引き上げるものでございます。

民間との給与比較を行っている行政職給料表（1）においては平均0.09%を引き上げるもので、民間の初任給との間に差があること等を踏まえ、大卒採用職員の初任給について1,500円引き上げることとし、高卒採用職員についても2,000円引き上げる改定を行い、30歳台半ばまでの職員が在職する号俸について平均0.1%の改定を行うものでございます。

行政職給料表（1）以外の給料表につきましても、行政職給料表（1）との均衡を基本に所要の改定を行うものでございます。

次に、期末、勤勉手当の支給月数の改定でございます。

期末手当、勤勉手当につきましては、昨年8月から本年7月までの1年間における民間の特別給の支給割合との均衡を図るため支給月数を0.05月引き上げ、4.45月を4.50月に改定するものでございます。

支給月数の引き上げ分につきましては勤勉手当に配分し、本年度につきましては、12月期の勤勉手当を0.05月引き上げ、0.925月を0.975月に改定するものでございます。令和2年度以降におきましては、6月期及び12月期の勤勉手当が均等になるよう配分し、それぞれ0.95月とするものでございます。

次に、住居手当の改定でございます。

公務員宿舍使用料の上昇を考慮し、手当の支給対象となる家賃額の下限を1万2,000円から1万6,000円に引き上げ、民間における住宅手当の支給状況等を踏まえ、手当額の上限を2万7,000円から2万8,000円に引き上げるものでございます。なお、これにより手当額が2,000円を超える減額となる職員については、1年間、所要の経過措置を講じるものでございます。

次に、議案第76号 むかわ町特別職の職員で常勤のものとの給与に関する条例の一部を改正する条例案、議案第77号 むかわ町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案につきまして御説明を申し上げます。

引き続き、説明資料の1ページをごらんください。

先ほど御説明申し上げました、一般職の職員の期末手当、勤勉手当と同様の支給割合にするため支給月数を0.05月引き上げ、4.45月を4.50月に改定するものでございます。

支給月数の引き上げ分につきましては、本年12月期の期末手当を0.05月引き上げ、2.225月を2.275月に、令和2年度以降におきましては、6月期及び12月期の期末手当が均等になるように配分し、それぞれ2.25月に改定するものでございます。

続きまして、説明資料2ページからの新旧対照表で御説明を申し上げます。

初めに、議案第75号 むかわ町職員の給与に関する条例の改正条例案第1条に関するものでございます。

説明資料2ページをごらんください。

まず、第29条の勤勉手当でございますが、同条第2項第1号の支給割合「100分の92.5」を「100分の97.5」に改めるものでございます。

次に、第4条関係となります。

別表第1の行政職給料表及び行政職給料表(2)、また、別表第2の医療職給料表(1)及び医療職給料表(2)につきましては、新旧対照表より除かせていただいておりますので、後ほど議案のほうで御説明を申し上げます。

続きまして、むかわ町職員の給与に関する条例の改正条例案第2条に関するものでございます。

まず、第14条の住居手当でございますが、第1項第1号及び第3号中「1万2,000円」を「1万6,000円」に改め、同条第2項中「各号に掲げる額」を「各号に定める額」に、「掲げる額」を「定める額」に改め、同項第1号中「掲げる額」を「定める額」に改め、同号ア中「2万3,000円」を「2万7,000円」に、「1万2,000円」を「1万6,000円」に改め、同号

イ中「2万3,000円」を「2万7,000円」に、「1万6,000円」を「1万7,000円」に改めるものでございます。

次に、説明資料4ページの第29条の勤勉手当についてでございますが、同条第2項第1号の支給割合を「100分の97.5」を「100分の95」に改めるものでございます。

続きまして、説明資料5ページ、議案第76号 むかわ町特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の新旧対照表でございます。

初めに、むかわ町特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の改正条例案第1条に関するものでございます。

第4条の期末手当でございますが、同条第1項の12月支給割合「100分の222.5」を「100分の227.5」に改めるものでございます。

続きまして、むかわ町特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の改正条例案第2条に関するものでございます。

第4条の期末手当でございますが、「100分の227.5」を「100分の225」に改めるものでございます。

続きまして、説明資料7ページ、議案第77号 むかわ町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の新旧対照表でございます。

第5条の期末手当でございますが、改正内容につきましては、むかわ町特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の改正条例案第1条及び第2条と同様の内容となっているところでございます。

それでは、議案集に戻りまして御説明を申し上げます。

議案集1ページ、議案第75号 むかわ町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案でございます。

改正条例案第1条につきましては、第29条の勤勉手当、別表の給料表の改正でございます。

改正後の別表第1及び別表第2につきましては、議案集1ページから議案集16ページのとおりとなっております。

続いて、議案集16ページをお開きください。

16ページから17ページにわたっての内容となっておりますが、改正条例案第2条につきましては、第14条の住居手当、第29条の勤勉手当の改正でございます。

附則につきましては、附則第1項で公布の日から施行としておりますが、第2条及び附則第5項及び附則第6項の改正規定につきましては、令和2年4月1日から適用とするもので

ございます。

また、附則第2項では、第1条の改正規定のうち改正後の別表第1及び別表第2につきましては、平成31年4月1日からの適用とし、附則第3項では、改正後の第29条第2項第1号の勤勉手当につきましては、令和元年12月1日から適用とするものでございます。

附則第5項につきましては住居手当に関する経過措置でございまして、第2条の規定の施行の日の前日において同条の規定による改正前の給与条例の規定により支給されていた住居手当の月額が2,000円を超える職員であって、施行後も引き続き当該住居手当に係る住宅を借り受け、家賃を支払っているもののうち、第1号または第2号のいずれかに該当するものに対しましては、同条の規定の施行の日から令和3年3月31日までの間、同条の規定による改正後の給与条例の規定にかかわらず、当該住居手当の月額に相当する額から2,000円を控除した額を住居手当を支給する経過措置を講じるものであり、支給に必要な事項につきましては附則第6項の規則で定めるものでございます。

この附則第5項によりまして、現在支給を受けている住居手当から改正後の規定で2,000円を超える減額となるものは、改正前の規定から2,000円を控除した額を、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの1年間支払うといった内容の附則となっております。

続きまして、議案集19ページをお開きください。

議案第76号 むかわ町特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例案でございます。

改正条例案第1条及び第2条につきましては、いずれも第4条の期末手当の改正でございます。

附則につきましては、第1項で公布の日から施行としておりますが、第1条の改正規定の適用は令和元年12月1日から、第2条の改正規定の適用は令和2年4月1日からとするものでございます。

続きまして、議案集21ページ、議案第77号 むかわ町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案でございます。

改正条例案第1条及び第2条につきましては、いずれも第5条の期末手当の改正でございます。

附則につきましては、議案第76条と同様の内容となっており、第1条の改正規定は令和元年12月1日から、第2条の改正規定は令和2年4月1日からの適用とするものでございます。

以上、議案第75号から議案第77号まで一括して提案の御説明を申し上げます。よろしく

御審議、御決定を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小坂利政君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑の順序は議案番号順とします。

まず、議案第75号 むかわ町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認めます。これで議案第75号の質疑を終わります。

次に、議案第76号 むかわ町特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例案について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認めます。これで議案第76号の質疑を終わります。

次に、議案第77号 むかわ町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認めます。これで議案第77号の質疑を終わります。

これから議案第75号から議案第77号までの討論を行います。

討論の順序は議案番号順とします。

初めに、議案第75号について討論を行います。

原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 討論なしと認めます。これで議案第75号の討論を終わります。

次に、議案第76号について討論を行います。

原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 討論なしと認めます。これで議案第76号の討論を終わります。

次に、議案第77号について討論を行います。

原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 討論なしと認めます。これで議案第77号の討論を終わります。

これから議案第75号から議案第77号までの3件を採決します。

採決の順序は議案番号順とします。

初めに、議案第75号を採決します。

お諮りします。

議案第75号 むかわ町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第75号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第76号を採決します。

お諮りします。

議案第76号 むかわ町特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第76号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第77号を採決します。

お諮りします。

議案第77号 むかわ町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第77号は原案のとおり可決されました。

◎議案第78号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小坂利政君） 日程第8、議案第78号 令和元年度むかわ町一般会計補正予算（第4号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

西総務企画課主幹。

〔西 幸宏総務企画課主幹 登壇〕

○総務企画課主幹（西 幸宏君） 議案第78号 令和元年度むかわ町一般会計補正予算（第4号）につきまして御説明を申し上げます。

議案書の23ページをお開き願います。

補正予算（第4号）につきましては、北海道胆振東部地震による災害復旧事業において必要とする部分を、さらに本年8月の人事院勧告の内容に準拠した関係条例の改正を、先ほど議案第75号から第77号で御決定をいただいたところでございますが、今後不足する人件費につきまして追加をするものでございます。

第1条でございますが、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,870万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ105億3,287万5,000円とするものでございます。

説明の都合上、別冊配付してございます令和元年度むかわ町一般会計補正予算（第4号）に関する説明書により御説明を申し上げます。

説明の都合上、4ページの歳出から御説明を申し上げます。

1款議会費の1項1目議員報酬等の15万3,000円の追加及び5ページの13款給与費の1項1目給与費232万6,000円の追加につきましては、人事院勧告の内容に準拠した関係条例の改正により一般職級が平均0.1%の増となり、勤勉手当が0.05月増となりますことから、これに伴い今後不足する町議会議員期末手当、特別職期末手当及び一般職勤勉手当を補正するものでございます。なお、その他の特別会計及び企業会計につきましては、既決予算内で対応いたします。

4ページにお戻りいただきまして、10款災害復旧費、3項2目、事業番号2,550番、林道災害復旧事業1,600万円につきましては、繰越事業であるその他林道春日旭岡線災害復旧事業におきまして、土量の増加に伴い設計変更が必要となったことから、現年度予算において必要額を追加するものでございます。

5項2目、事業番号2640番、保健体育施設災害復旧事業1,023万円につきましては、鶴川テニスコート外2災害復旧事業におきまして、設計図書と現場状況の不一致によりフェンス敷設がえや舗装、人工芝面積が増加となることから、設計変更を行うため追加するものでございます。なお、舗装工の冬期施工を避けるために繰越明許設定をするものでございます。

災害復旧事業における財源といたしましては、災害復旧費国庫補助金及び町債を充てるものでございます。

続きまして、3ページをお開き願います。

3ページの歳入でございます。

14款2項7目災害復旧費国庫補助金につきましては、その他林道春日旭岡線災害復旧事業の歳出増額に係る補助率97%分の1,552万円を、鶴川テニスコート外2災害復旧工事の設計変更に伴う増額により規定額との差額として503万円を追加するものでございます。

少し飛びまして、21款1項6目災害復旧債につきましては、その他林道春日旭岡線災害復旧工事としまして30万円、鶴川テニスコート外2災害復旧工事といたしまして300万円を充当するため計上するものでございます。

19款繰越金につきましては、調整額といたしまして485万9,000円を追加するものでございます。

議案書の25ページをお開きいただきます。

第2表、繰越明許費補正につきましては、御説明申し上げました鶴川テニスコート外2災害復旧工事であります鶴川地区教育施設災害復旧事業として追加をするものでございます。

続きまして、議案書の26ページをお開きいただきます。

第3表、地方債補正につきましては、御説明申し上げました林業施設災害復旧事業及び社会教育施設災害復旧事業における起債発行限度額を変更するものでございます。

以上で議案第78号の御説明を終わらせていただきます。よろしく御審議、御決定を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小坂利政君） 提案理由の説明が終わりました。

これから説明に対する質疑を行います。

質疑されるときは、ページ数及び款項目節または事業番号を指示の上、質疑を願います。

議案第78号 令和元年度むかわ町一般会計補正予算（第4号）に関する説明書、事項別明細書の全般、議案書つづり23ページから26ページまでの予算総則第1表、歳入歳出予算補正、第2表、繰越明許費補正、第3表、地方債全般について質疑はありませんか。

7番、野田議員。

○7番（野田省一君） ちょっと疑問なんですけれども、工事請負契約、議案第79号、80号で、結局は林道災害と保健体育施設の復旧事業を後で審議するのに、順番これでいいのかなと思ってたんですけれども。先に金額だけ議決して、請負契約の変更に関する件、別々にやるという、これどんなものなのかなと思ったんですけども。本来であれば、こっち先に、79、80やって、補正やるのが本当でないのかなと思うんですけども。同時にやれば問題ないけれども。

〔「その辺は私もちょっと理解できない」と言う人あり〕

〔「でも、普通疑問に思うよね。私もあらと思った」と言う人あり〕

○議長（小坂利政君） 休憩します。

休憩 午前10時32分

再開 午前10時35分

○議長（小坂利政君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

7番、野田議員。

○7番（野田省一君） であれば、その内容についてお伺いしますけれども、林道のほうに関しては災害国庫支出金でほぼほぼ、それでも18万円ぐらいですから、要は一般財源からの支出は18万ですけれども、もうちょっと詳しく、テニスコートも220万ぐらい町の持ち出しになるということですから、やはりその設計の段階でどうしてこういうことが起きたのか、素人には恐らくわからないでしょうけれども、もう少し詳しく。先ほどテニスコートだったら芝が面積が違ったとか、舗装がどうしたとかということでしたけれども、もともとそれは面積や何か設計の段階で当然わかるものでないのかなと。やはり町支出で220万円出すということはやっぱり大きなことなので、何十億、100億の中の220万、大したことのない金額に見えますけれども、やはりそこはもう少し正確な最初の見積もりというか、設計が必要だったんじゃないのかなと。そういった、違っていたというんでなくて、途中でこうしたほうが良いということで大きくしましたというんなら理解できるかなと。

林道のほうについても、聞いてもきっとわからないかもしれないけれども、どういう設計変更でこのようになったのか、少し詳しく教えていただければ。

○議長（小坂利政君） 西村地域経済課主幹。

○地域経済課主幹（西村和将君） 先に春日旭岡線の林道災害復旧工事について、設計変更の中身について御説明いたします。

今回の林道設計の主な要因につきましては、工事発注後に設計はしているんですけども、また再度測量しまして、その結果、地盤線が変更になりました。大きな要因としては、地盤線が変更になりまして土砂の掘削量、運搬捨て土量が8,700立米から1万4,000立米、5,300立米ほどの増加になっております。この地盤線の変更ということにつきましては、測量設計が昨年の被災後、10月、11月で行っておりまして、工事実施がことしの4月以降になります。

その間に雪や何かも降りまして、融雪時に地山線が新たに崩落して拡大したということが原因となっております。それが今回の主な要因となっております。

○議長（小坂利政君） 江後建設水道課主幹。

○建設水道課主幹（江後秀也君） 私のほうから、鷺川テニスコートの災害復旧の設計変更に関しまして御説明申し上げたいと思います。

鷺川テニスコートは、中学校のところに併設されておりますテニスコートが、去年の地震によりまして中学校校舎側とまちの森側のこの段で圧縮、引っ張りがかかりまして、テニスコート面が波打った形で被災した状況でございます。昨年、災害調査して、災害を申請するに当たって、このテニスコート面の波打ち状態は確認されましたので、そのテニスコート内の人工芝の復旧によりまして機能を確保できるという形を考えまして、それで災害の申請を考えておりまして、工事の設計も組んでおりました。その後、融雪期、また2月にもちょっと大きな余震が来まして、ことし10月に事前着工で工事を発注しまして、工事を施行する前の起工測量と、まず測量するんですが、そこで測量したときに、周りに3メートルの防球ネットという高いネットあるんですが、これがテニスコートのセンターのネットのあるところ、そことの差が最大16センチもあるところがございます。そこで、テニスコートを復旧するに当たりまして、計画としましては、あのコートは硬式のコートですので、平面、フェンス内は平面に仕上げないと従前の機能を発揮できないという形の原形復旧にならないという形から、防球ネットも今回設計変更で1回外して、高さをそろえて、また、人工芝の面積の増加という形は、フェンスの周りの際のところの人工芝の復旧を、当初の段階ではフェンスの前でちょっと直すという形を考えたんですが、その小さい面積のところが増加する形で、ほぼフェンスの中を全部やり直すという形の復旧内容が必要という形で、今回設計変更を出しているところでございます。

以上でございます。

○議長（小坂利政君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第78号 令和元年度むかわ町一般会計補正予算（第4号）について採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第78号は原案のとおり可決されました。

◎議案第79号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小坂利政君） これから、日程第9、議案第79号 工事請負契約の変更に関する件を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

西総務企画課主幹。

〔西 幸宏総務企画課主幹 登壇〕

○総務企画課主幹（西 幸宏君） 議案第79号 工事請負契約の変更に関する件につきまして御説明を申し上げます。

議案書の27ページをお開き願います。

本件は、平成31年3月26日開催の平成31年第3回むかわ町議会臨時会におきまして議決をいただきました、その他林道春日旭岡線災害復旧工事につきまして設計変更が生じ、契約金額を変更する必要があることから、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分並びに重要な公の施設の利用又は廃止に関する条例第2条の規定に基づき提出するものでございます。

設計変更の内容につきましては、崩壊による土量の増や倒伏木処理、抜根処理数量等の変更によるものでございます。

契約の金額の事項中、1億8,662万4,000円に2,679万8,200円を追加いたしまして、2億1,342万2,200円に改めるものでございます。

以上で議案第79号の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議、御決定を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小坂利政君） 提案理由の説明が終わりました。

これから説明に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第79号 工事請負契約の変更に関する件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第79号は原案のとおり可決されました。

◎議案第80号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小坂利政君） 日程第10、議案第80号 工事請負契約の変更に関する件を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

西総務企画課主幹。

〔西 幸宏総務企画課主幹 登壇〕

○総務企画課主幹（西 幸宏君） 議案第80号 工事請負契約の変更に関する件につきまして御説明を申し上げます。

議案書の29ページをお開き願います。

本件は、令和元年10月9日付で契約をいたしました災害復旧工事につきまして、設計変更に伴い、新たな設計変更予定金額が議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分並びに重要な公の施設の利用又は廃止に関する条例第2条に規定する予定価格5,000万円を超えるため、議会に提出するものでございます。

工事の種類につきましては、鶴川テニスコート外2災害復旧工事でございます。

指名競争入札の結果、入札額で4,290万円、税込みで4,719万円をもちまして、むかわ町美幸1丁目85番地1、株式会社小金澤組むかわ本店、専務取締役本店長、船水新一に落札決定となり契約を交わしているものでございますが、設計変更により、契約金額が5,617万7,000円となるものでございます。

設計変更の内容につきましては、防球フェンスの沈下に伴う雪害や、舗装、人工芝面積の増加によるものでございます。

以上で議案第80号の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議、御決定を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小坂利政君） 提案理由の説明が終わりました。

これから説明に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第80号 工事請負契約の変更に関する件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第80号は原案のとおり可決されました。

◎閉議及び閉会の宣告

○議長（小坂利政君） これで本臨時会に付された事件は全て終了しました。

会議を閉じます。

令和元年第6回むかわ町議会臨時会を閉会します。

御苦労さまでした。

閉会 午前10時48分